

印鑑登録・証明について

(1) 印鑑登録（登録されるご本人が窓口においでください）

（必要なもの）

- ・ 申請書（窓口にあります）
- ・ 印鑑・・・ふちが欠けているもの、変形する恐れがあるもの、大量生産のもの（いわゆる三文判）の登録はできません。
- ・ 身分証明書・・・公的機関が発行した写真入りのもの（運転免許証・パスポート・外国人登録証・身体障害者手帳など）※健康保険証・社員証などは不可。

身分証明書をお持ちでない方は、保証人が必要です。

保証人・・・人吉市で既に印鑑登録をされている方に、申請書の「保証人」欄に保証人自署で必要事項を記入していただき、登録印鑑を押印していただいてください。（保証人が窓口においでいただく必要はありません。）

保証人をたてることができない場合は・・・

申請書を郵送によるやりとりを行うことによって登録できます。申請人本人が窓口にて手続きを行ってください。この場合、登録に日数を要しますのであらかじめご了承ください。

※その他、お体が不自由な方や入院をされていらっしゃる方等の登録につきましては、窓口にお尋ねください。

(2) 印鑑証明書交付請求

窓口備え付けの申請書に必要事項を記入した後、印鑑登録証（オレンジ色の登録証）とともに提出してください。代理人の場合は、代理人の印鑑（認め印で可）を請求書に押印してください。尚、申請人の本人確認を行いますので、身分証明書を提示ください。

※ 登録証の提示がなければ印鑑証明書の発行はできません。

(3) 改印・登録証紛失の場合

印鑑登録されているご本人が、印鑑登録廃止の届出をした後、(1)の手続きを行ってください。その際、印鑑登録証をお持ちの場合は、窓口に登録証をお返しください。